

## 平成26年 3月 定例会（第1回）会議録（抜粋）

◆15番（真船和子君） おはようございます。公明党を代表いたしまして、通告順に従い一般質問を行います。

私たち公明党は、新しい時代が求める最も新鮮な政治理念として新しい福祉を掲げました。この理念をもとに将来に希望の持てる国づくりを進め、安心の社会保障を実現するために、生活の基盤である雇用を軸とした施策の充実、そして、あらゆる世代のセーフティネットの基盤整備の強化として、特に、若い世代には仕事を、そして、子育て世代には支援策の充実、高齢者世代には安心の医療、介護を確保することを皆様とお約束しております。

そこで、新しい福祉社会の構築の視点から本市市長に対しまして、3点質問をいたします。

1点目、平成27年度に本格施行となる子ども・子育て支援新制度に対する市長の基本的な姿勢と考え方について見解を求めます。

2点目、地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備の推進について、現状の取り組みと課題についてお伺いいたします。

3点目、成人用肺炎球菌ワクチン費用助成についてお伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

◎市長（宮本泰介君） それでは、真船和子議員の一般質問にお答えいたします。全て私からの答弁となります。

大きな1つ目、平成27年度に本格施行となる子ども・子育て支援新制度に対する姿勢と考え方についてお答えいたします。

私は、子どもは、習志野市の希望であり未来をつくる力であると考えております。これは当然のことです。全ての子どもが自分の未来を見詰めて、たくましく生きて、家族が喜びや生きがいを感じながら子育てができるために、地域が子どもと家族を優しく見守り、支援する、このような社会を実現し、未来の希望である子どもの健やかな成長をみんなの優しさで支えるまちを、これまでも、また、これからもつくってまいります。

子ども・子育て支援は少子化対策の最も有効な手立てであることから、未来の習志野市に向け、平成26年度より施行いたします。

基本構想の3つの目標の1つである、育み・学び・認め合う、心豊かなまちにおきましても子ども・子育て支援施策を重要な施策と捉え、子どもたちの健全な育成や保護者が安心して子育てができるよう、子どもが健やかに育つ環境の整備、未来をひらく教育の推進を大きなまちづくりの方向性として掲げました。

さらに平成27年度には、子ども・子育て支援新制度がスタートする予定であります。新制度は、消費増税で得た収入の用途を初めて、子ども・子育て分野にも拡大し、社会全体で子どもと子育て家庭を支援する仕組みをつくり、これまでにない改革を遂げようとするものであります。

この制度改革の方向性は、これまでの習志野市が進んできた、歩んできた子ども・子育て支援策と同様であり、国を挙げて子育て支援に取り組むこの機会は、本市におきましてもこれまで育んできた子育て支援という木に熟した実を結ぶ千載一遇のチャンスと捉えております。

そこで、私は、まず国の目指す平成29年度末までの待機児童ゼロの少しでも早い時期での達成に取り組むために、平成25年度においてこども部の体制強化を図るとともに、こども園整備と

既存市立幼稚園・保育所の再編計画第2期計画を策定し、本市の公立保育所、幼稚園の方向性を決めました。さらに、平成26年度は、新しい制度のスタートを控えた非常に重要な1年であるとの認識のもとで、できる限りの手法を使いまして、待機児童対策に取り組んでまいります。

また、国が新制度で定める市が責任を持って実施しなくてはならない13の子育て支援事業につきまして、本市は既にそのほとんどについて取り組んでおります。しかしながら、新規事業への着手も含めてさらなる子育て支援事業の充実を図ってまいります。

市民の皆様子どもを育み産み育てたいと思っていただけるよう、未来の希望である子どもの健やかな成長をみんなの優しさで支えるまち習志野を目指し、平成27年度からの新制度施行に確実な一歩を踏み出すためにも平成26年度も子ども・子育て支援を最重要施策と位置づけ、私自身が筆頭となり、職員一丸となって邁進してまいります。

習志野市は、かねてから文教住宅都市憲章を掲げた中で、公立幼稚園、公立保育所、ほか、子どもに関する制度をしっかりとやってまいりました。

全体の一般会計に占める子ども・子育てに関する予算にしても、常に、千葉県で、これはもう昭和40年代から常に上位を保っておりますし、まいりましたし、今もそうなんですね。で、大体、千葉県あるいは国とかにいろいろなこの子ども・子育てに関する仕組みのことを問い合わせたときに、千葉県の皆さんからは、時に習志野市できていない制度なら、ほかのところでもやっていないでしょうというような、そんな声も聞かれるぐらい、実は、習志野市の子ども・子育て制度というのは、進んでいるというふうに自負しております。しかしながら、最近の急激な変化、これには対応しきれていないというのが現実であります。で、これを回避するためにいろいろな施策を組んでいるところでありますが、そういう意味では、逆に、これまで積み上げてきた歴史の中で、逆に積み上がってきたものを少しずつほどこいていながら、子ども・子育て施策に取り組んでいくという命題も習志野市は逆に伝統ある子ども・子育て施策をやってきたということの中で、ほかの市ではない課題だなというふうに思っております。

こういうことを一つ一つ取り組みながら、こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画第2期計画等を、しっかりと取り組むことによりまして、待機児童対策等しっかりとやってまいりたい、そのように思っております。

それでは、大きな2点目、地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備の促進についてお答えいたします。

地域包括ケアシステムとは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心した生活を継続できるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援の5つのサービスを継続的に一体的に提供していく体制であります。国は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年までに各地域でそれぞれの地域の実情に合った地域包括ケアシステムの体制を構築するとの方針を示しております。

本市ではこの方針にのっとり、平成24年度から平成26年度までの高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画すなわち第5期計画におきまして、地域密着型サービスの整備やタクシー券の配付による高齢者の外出支援、また、認知症に対する正しい理解の普及啓発などによりまして、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおります。

そして、平成27年度から平成29年度までの次期第6期の計画では、さらなる地域包括ケアシステムの構築に向けてよりきめ細かく具体化した取り組みを進める予定であります。来年度に策定

する第6期計画では、現状のニーズを把握するとともに、今後の高齢化の状況など、長期的な視点を加味することが必要となります。このことから、現在、この計画の策定に向けて高齢者のアンケート調査を実施し、介護や生活支援などのニーズの把握や現状の課題の把握に努めているところであり、今後、平成37年までの高齢化率や要介護認定者数などの推計作業も行っておりま

す。

地域包括ケアシステムを構築する上での現状の主な課題といたしましては、高齢者向けの住民主体のサービスやボランティア活動がさらに必要となること、病院や施設から地域や在宅へという流れの中で、医療と介護の連携が必要となること、また、本市におきましても増加が見込まれる認知症の方の支援策の充実が必要なことなどが挙げられます。

これらの課題を踏まえまして、平成37年の地域包括ケアシステムを見据えた第6期計画の策定を進めてまいります。

最後に大きな3番目、成人用肺炎球菌ワクチン費用助成につきまして、お答えいたします。この肺炎球菌ワクチンは、高齢者の肺炎の原因となる病原体の中で、最も頻度の高い肺炎球菌による肺炎を予防するワクチンであります。肺炎球菌には、90種類以上の型がありますが、ワクチン接種によりそのうち23種類に対して免疫をつけることができ、肺炎球菌による感染症の8割に効果があると言われております。

国は、このようにワクチン接種による予防効果が期待できることから平成26年10月から定期予防接種化を行う方向で法改正等の準備を進めております。

本市といたしましては、この法改正にあわせまして、定期予防接種として公費での助成を行う予定であります。そのための準備として、現在、予防接種の実施医療機関の選定や実施方法の詳細につきまして、習志野市医師会と協議しているところであります。また、市民の方への周知につきましては、広報習志野、ホームページのお知らせに加えまして、対象となる方には、来年度から予定しております高齢者インフルエンザのはがきによりまず個別通知にあわせてお知らせし、より多くの方に接種していただけるよう努めてまいります。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

◆15番(真船和子君) 御答弁ありがとうございました。

順を追いまして再質問をさせていただきます。

今、市長の御答弁から子育て施策に対しまして、確信のあるお言葉、そして、前向きな御答弁を頂戴しましたことには感謝申し上げます。

習志野市は、子育て先進都市習志野としての誇りの持てるまちづくりに今日まで努力されてきましたことに関しましては、私ども公明党といたしましても敬意を表するものでございます。そして、この現場で身近に保護者の皆様、そして、お子様と接触していただいております現場の職員の皆様の努力にも敬意を表するものでございます。

しかしながら、先ほど、市長も御答弁されておりましたけれども、近年、本市におかれましても大型マンション等の開発によりこの市内の子育て環境、そしてまた、国の施策でもあります、今、人口減少社会と叫ばれている中で、この少子化対策、国は、総力を挙げてここに力を入れてきている現状でございます。そういう背景のもとに、新制度、子ども・子育て支援新制度が明年より施行される予定になっております。そういうこともありまして、私は、昨年よりこの子育て施策に対する本

市の取り組みについて質問をしてきた経緯がございます。

待機児童対策、まず、ここから再質問をさせていただきたいと思います。

昨年、25年の3月議会を振り返りまして、ここでもこの待機児童の問題について質問させていただきましたときには、当局の御答弁では、平成25年の入所の申込者数ですね、これが550人くらいとお答えになっておられました。その中で、7割程度の入所の決定をされている、入所を承諾をしたという数字を示されておりました。で、このときに入所できなかったお子様は大体180人程度だという御答弁をいただいております。細かい数字的なものは、このとき、いただいておりますけれども、平成25年5月での待機児童数は、47名ということでございました。そのときに、同時に、では、この平成26年度の待機児童に対しては、どのような予測を行っているのかという質問に対しましては、増加するであろうという御答弁でございました。こういう流れの中から、先日、4月入所の一次選考が終わりましたけれども、その入所申し込みの状況についてお尋ねを申し上げます。

◎**こども部長(若林一敏君)** 26年度の4月の状況ということでお答えをしたいと思います。先ほど、真船議員、47名というふうにおっしゃいましたが、これは25年の4月の待機児童数ということで47名ということでよろしくお願ひしたいと思います。

次に、平成26年度の見込みについてでございますが、4月の保育所の入所申し込みは2回に分けて行っております。一次選考による入所、可否の通知につきましては2月21日に発送をしておりますので、現在は、二次選考の準備を進めているという状況でございます。こうしたことから一次選考終了時点の状況についてお答えをさせていただきたいと思ひます。

平成26年度4月入所の申込者数は684名、平成25年度に比較しますと124名の増という形になっております。で、入所の承諾者数は353名、平成25年度に比べますと34名の減、不承諾者数は331名でありまして、平成25年度に比べますと158名の増という状況でございます。

なお、平成26年度4月の待機児童数につきましては、5月の中旬以降に確定するということになりますが、こういった一次選考の状況から考えますと平成25年度に比べましては増加するだろうというふうにお考えしております。以上でございます。

◆**15番(真船和子君)** ありがとうございます。今、入所申込状況第一次選考時点での数字を伺いました。昨年より大幅に増となっている現状の中で、入所承諾数が実は昨年より少ない数であります。この34名が入れなかったという要因は、保育士の確保が厳しい現状があったというように伺っております。で、私は、昨年来、この保育士の確保についても質問をさせていただいております。で、そのときの当局の答弁でございますが、これは、昨年の6月議会に当局の答弁をいただいております。

現在、本市の保育所の職員のうち、臨時的職員が5割を超えております。そういう状況もあり、また、全国的な保育需要に対する認可保育所の誘致の急増により、臨時的職員の退職及び辞退というのもふえるというような状況であるというような御答弁をいただいております。この時点で、このことしの新年度に当たるこの子どもたちの環境というものが厳しくなるということは、重々承知をされている現状でありました。しかしながら、今回、この入れるべき子ども34名がこちらの保育士の確保が厳しかったという状況の中からあえて不承諾数という形になってしまいました。このことに関しましては、非常に残念であります。警鐘を鳴らしてきました、危惧もしてきました、しかしながら、こういう形になって市民の皆様にお迷惑をおかけしているということは、非常に残念でございます。

この臨時的職員確保の取り組み状況、そして、このときに当局は、その処遇に関してもこれから話し合いをしていきたい、そのようなこともお話をされておりました。なぜ、このようなことになってしまったのか、また、責任の所在はどこにあるのか、そして、どのような議論をされてこられたのか、お尋ねを申し上げます。

◎**こども部長(若林一敏君)** 臨時的任用職員の確保への取り組みの状況ということについて、お答えをしたいと思います。

平成25年度の確保の取り組みについてでございますが、広報習志野、アクティブならしの、習志野市のホームページ人材募集に掲載をし、随時臨時職員の募集は行っております。また、民間業者による求人への依頼をしたものとしては、折り込み求人広告を3社、インターネットの掲載を1社、大学の求人掲示を2大学について行うとともに、さらに千葉県福祉人材センター及び千葉県保育所支援センターに登録をいたしまして求人募集を発信をしております。

このほか、今年度につきましては、習志野市立保育所におきまして保育所見学会及び説明会を3月1日までに10カ所で開催をいたしました。この保育所見学会及び説明会は、習志野市保育一元カリキュラムを基本とした習志野市の保育をまず知っていただくということ、また、知っていただいて、保育に対する不安、今まで実際には職場を離れてそういった不安を少しでも解消させて本市において保育士として働いていただけるよう、新たに実施したものでございます。

今後これにつきましては、引き続き実施してまいりたいと考えております。

また、既存施設において安定して保育需要を受け入れ、質の高い保育を実施するためには、職員の確保が必須であるというふうに考えております。今後も関係各部署と協議を進め、あらゆる手段を用いまして、臨時的任用職員の確保に努めてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

◆**15番(真船和子君)** ありがとうございます。臨時的職員に関しましては、これは、職員の問題でもありますし、総務部のほうからどのような協議をこども部とされてきたのか、お尋ね申し上げます。

◎**総務部長(高野次夫君)** 臨時的任用職員についてこども部とどのように話をしてきたかという御質問でございますけれども、まず、保育士のここまでの昨年からの採用関係をちょっとお話させていただきたいと思っております。

で、真船議員のほうから、その保育士の職員の問題、それから、臨時的任用職員が足りないというような問題、数々御指摘いただきまして、昨年10月、その中で、保育士、これは、正規職員ですけれども、3名採用させていただきました。で、この4月の採用状況でございますけれども、もちろん、定年退職、退職者いますけれども、こども部との話し合いの中で、12名職員の採用枠を設けて、昨年の秋、採用試験を実施いたしました。最終的には12名の合格者の中で、1名だけ、他市に行かれるということの中で、11名という数は確保させていただきました。

で、その面接試験等を実施する中で、やはり、保育士の需要という部分が非常に全国的に需要が高いんだなということは実感いたしました。それは、ほとんどのその保育士の職員の試験に来た職員が、職員といえますか、受けに来た保育士なんですけれども、他市の保育士も受験している、なおかつ、他市に合格しているというような状況の中です。どうにかして11名、習志野市ということの中で、今、努力を重ねながら、11名確保したというのが職員のほうです。

続いて、臨時的任用職員につきましては、ただいま、こども部長のほうからあらゆる手段を講じてというようなお話がございましたけれども、私どももこども部、そして、市長、副市長を交えまして、この保育士の足りなさ、要は50%近くが臨時的任用職員でこの習志野市の保育事情を担っているといった中では、継続性、これからもずっと継続していただきたい。現在、非常にこども部からお話を聞きますと離職率といいますか、臨採の方がやめるというのが非常に多くなっております。ですから、継続性と離職率を下げるために、当然のことながら、臨時的任用職員の待遇の改善、これが必要だと認識しております。これにつきましては、今、具体的にここで申し上げることはできませんけれども、その実態、市長、副市長、私ども十分に承知しています。で、ございますので、早い時期に、このあらゆる手段の中の1つの方法、2つの方法、3つあるかもしれませんが、待遇改善も含めまして、対応してまいりたい、早い時期にですね、そのように考えております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、次に待機児童解消に向けてのこの26年度の取り組みについて、お尋ね申し上げます。

◎こども部長(若林一敏君) お答えをしたいと思います。

市長からも御答弁をさせていただきましたように、国の平成29年度末までに待機児童ゼロということのを少しでも早く達成するために、平成26年度は、主に次の5点について取り組みを行ってまいりたいと考えております。

1点目は、長期的な保育、教育の需要量見込みに応じた確保策を策定するとともに、その内容に応じた準備を進めてまいりたいと考えております。

2点目は、谷津・奏の杜地域に定員120名程度の民間による保育所の整備をし、平成27年4月開園を目指してまいります。

3点目は、長期的な保育需要に対応するために、既存保育所の私立化を行うべく、私立化ガイドラインの見直しと法人の選定を行ってまいります。

4点目は、国有地等を活用した認可保育所の誘致について検討し取り組んでまいります。

5点目は、地域型保育事業として、小規模保育事業、事業所内保育等の基準を条例化しまして、実施体制を整え、早い段階での実施を目指してまいります。なお、直近の待機児童に対する対策といたしましては、優良な認可外保育施設の拡充により対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。

今、部長のほうから優良な認可外保育施設の拡充により待機児童に対する対応をしていきたいということでもございましたけれども、この具体的な取り組みの内容について、お伺いいたします。

◎こども部長(若林一敏君) 認可外保育施設の具体的な取り組みということにお答えをしたいと思います。

まず、平成25年度末での認可外保育施設の数でございますが、8施設となっております。平成26年4月におきましては、既存保育所での定員増ということがないことから、入所ができなかった方への対応としましては、当初予算におきまして、新たな優良な認可外保育施設に対する賃料助成及びその施設に通われる保護者に対する保育料助成について、予算計上をさせていただいております。

なお現在、平成26年度中における新たな認可外保育施設の開設について、問い合わせが複数の事業者よりあり、協議を行っております。このようなことから、事業者との協議が調べば、およそ100名程度の受け入れ枠の拡大ができるのかなというふうに考えております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。

私のほうの試算ですと今8施設の認可外保育所を誘致されております。で、ここにお子様たちが約300名近く入られているのかなと、認可外保育施設に入られているお子様が現在7施設では254名でございましたけれども、その後、そらまめ幼保園等の定員増がありまして、約300名近いお子様がそこに入られて、で、今の部長のお話ですと、新年度100名程度の受け入れ枠の拡大を図れるという見通しを立てているというようなことでございましたけれども、そうしますともう400名近い乳幼児のお子様がこの認可外保育施設にお世話になっているということでございますけれども、若干、この認可外保育施設は、保育料の負担が保護者様にかかるというようなことも伺っております。で、その点もこれだけの子どもたちが、多くの子どもたちが認可保育所と比べて、若干、多目のこの保育料という負担をしていることに関しまして軽減策を求めていきたいというような思いもございますけれども、この新制度の中でどのように動いていけるのか、そして、軽減策もできるのかどうか、お尋ねいたします。

◎こども部長(若林一敏君) まず、その保育料につきましては、現在、認可保育所と認可外保育所という、その保育料の格差を是正するということとしまして、認可保育所の保育料との差額を4万円を限度として助成をしているという状況がまず1つあります。これについては、まず継続をさせていただきたいというふうに考えております。

また、新制度におきましては、保育の質の確保ということも非常に重要な観点でございます。そこで、認可外保育施設につきましては、認可保育所への移行、もしくは、市が認可することとなる小規模保育事業などの地域型保育事業に移行する必要があるというふうに考えます。

移行期間としては、平成27年度から31年度の5年の間というふうにされておまして、この期間を暫定期間として保育の需要量見込みに対する確保方策に認可外保育施設も加えることができるというふうにされております。

新制度におきまして、認可外保育施設のこの移行に伴い、利用者は、給付の対象となり、質の高い保育と定額の負担が可能となるというふうになります。

本市といたしましても質の高い保育の実施は、子どもの健やかな成長のためにも重要でありますことから、認可外保育施設への移行調整というものに取り組んでまいりたいというふうに考えて、認可外保育施設の認可保育施設への移行ということに取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) 軽減策につきましては、ぜひ、御検討をよろしくお願い申し上げます。要望させていただきます。

それから、昨年、質問をさせていただいておりますが、市長もお話がありましたこの子育て支援事業計画の中にはこの13の必須事業がございます。そのうちの一つであるこの利用者支援事業についてでございますけれども、早い段階で、待機児童解消対策のためにこの利用者支援事業の設置を求めてまいりました。そして、相談機能を十分果たしていただきたいという要望もさせてい

ただきました、この平成26年度から試行的に取り組んでいただけるというような昨年答弁をいただいておりますけれども、具体的に平成26年度のいつごろから、そして、どのような専門家が取り組まれて行かれるのか、お尋ねいたします。

◎こども部長(若林一敏君) 利用者支援事業への取り組みということでお答えをしたいと思います。

まず、御質問の利用者支援事業とは子ども及びその保護者が認定こども園、幼稚園、保育所での教育保育や一時預かり等の地域子育て支援事業等の中から、適切なものを選択をし、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行うものであります。そこで、真船議員にも以前お答えしましたが、平成26年度につきましては、平成26年度の幼稚園入園申し込みの時期にあわせまして、東習志野こども園のこどもセンターにおきまして窓口を開設をしまして、試行的にこれまでの子育て支援情報の提供や相談に加え、市内保育施設等の入所状況などの具体的な情報の提供や相談体制を整え、利用者支援に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、対応に当たる職員につきましては、こども園のこどもセンターに配置しております保育士、保健師等となります。新制度が本格実施となります平成27年度以降の利用者支援事業の拡大につきましては、この取り組みを検証しながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) 要望でございますが、待機児童が、今、二次選考がこれから行われている中で、待機児童が昨年よりも増加する見込みであろうという中で、やはり、いろいろな意味で、保護者様の悩みというものが本当に出てくるのかなと、そういうことも考えますと一刻も早くこの利用者支援事業を開始していただき、そのような部分でも、一時保育の御案内等、さまざまな御案内をしながら、少しでもこの待機児童解消に向けて開始をしていただきたいなというように思っております。どうか、よろしくお願い申し上げます。

次に、幼児教育の無償化について、質問をさせていただきます。

この幼児教育無償化につきましては、公明党は2006年9月に提言をしております、その後、政権交代があり、自民党とこの連立政権を発足させるに当たりまして、幼児教育無償化の実現を主張させていただき、その結果、政権合意書にこの幼児教育無償化の推進が明記され、実現に向け前進した経緯がございます。そして、今年度は、この幼児教育無償化を目指す前段階として、この幼稚園就園奨励費の拡大の予算が盛り込まれてきましたけれども、この具体的な内容について、お尋ねいたします。

◎こども部長(若林一敏君) お答えをいたします。

国では幼児教育に係る保護者負担を軽減し、無償化に段階的に取り組むため、平成26年度につきましては、幼稚園と保育所の負担の平準化を図ることとしております。そこで、低所得世帯の保護者負担の軽減と多子世帯、子どもが多い世帯ですね、多子世帯の保護者負担軽減の拡充を行うための予算を計上しております。

今回の国の見直しの内容を具体的に申し上げますと、低所得者世帯の保護者負担の軽減としましては、私立幼稚園について、生活保護世帯への補助限度額を第1子、第2子とも1人当たり30万8,000円に引き上げております。同様に公立幼稚園では、補助限度額を7万9,000円に引き上げております。



次に、多子世帯の保護者負担の軽減の拡充としましては、多子世帯につきまして、第二子の保護者の負担割合を第一子の半分となるよう補助限度額を引き上げているという状況であります。具体的に申し上げますと小学校1年生から3年生の兄弟がいる世帯の幼稚園に通う第二子につきまして、50%の保護者負担割合となりました。また、所得制限を撤廃し、これまで対象外でありました高所得世帯の第二子、第三子につきましても補助対象となっております。

以上のことにより、平成26年度に新たに対象となる児童は、私立で237名、公立で320名、補助限度額が増額となる対象者は、私立で211名、公立で7名と見込んでおります。また、就園奨励費の拡充による予算への影響は、私立、公立をあわせまして6,602万4,000円と見込んでおります。以上でございます。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。まだこれは、幼児教育無償化に対する前段階でございますけれども、切れ目のない国の支援策でございます。しっかり、私どもも対応してまいりたい、そのように思っております。

子育て施策の最後の質問になります。これは、機構改革の分も含めまして、質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど来、子育て施策につきまして、質問を重ねてまいりましたけれども、この新制度におきましては、さまざまな子育て施策、新しい事業が入ったり、そしてまた、この保育給付の形が変わったりと、仕事が大変多くなってきております。そしてまた、国が求めていますこの新制度では、保育が必要な子どもがいる家庭だけではなくて、これからは、全ての家庭を対象にこの地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、この市町村が行う事業を地域子ども・子育て支援事業として法律上に位置づけ、財政支援を強化して、その拡充を図ることとしております。財源が確保され、そして、市町村が責任を負い、そして、法律上に位置づけられ、新たにスタートする子育て施策でございます。新制度は、質の高い幼児期の学校教育、保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、子育てがしやすい社会を実現するものであります。切れ目のないこの支援をしていくと言われておりますけれども、この子育て支援は、大きな転機を迎えております。そして、市長も大改革であると言われておりました。そのようなことから、このこども部の組織についても再編が必要ではないのかと私は考えますけれども、いかがでしょうか。

そしてまた、この保育の認定にかかわる窓口対応も、これから、ますます仕事量がふえてまいります。そのような点も踏まえまして、どのようにお考えがあるのか、お尋ねいたします。

◎企画政策部長(諏訪晴信君) 機構にかかる御質問でございますけれども、真船議員御指摘のように、新制度、子ども・子育て新制度におきましては、やはり、体制の整備と、組織の整備というのは、私どもとしても非常に大きな位置を占めているというふうに考えております。過日の一般質問の中でも、少しお答えをしておりましたけれども、習志野市の26年度以降の組織改革という中では、最重要項目であるというふうには捉えております。

習志野市は平成16年にこども部を設置しております。当時は、国のエンゼルプランといったものに基づいて、子どもへの支援を重点化していくという目的で、主にゼロ歳から就学前の子どもたちの支援、この相談業務、あるいは、窓口の一本化という意味でこども部を運営してまいりました。

しかしながら、27年度以降の新制度につきましては、この部設置当時の考え方よりやはり幅広く捉えざるを得ない、そういう意味では、ゼロ歳から18歳まで、もしくは、当時の私ども習志野市の

こども未来プランという中での考え方にもありましたけれども、ゼロ歳から成人になって、成人がお子様を産む年齢になる、トータルで考えていかなければいけないというふうにも思っております。

そういう意味では、現行の教育分野、保健福祉分野、こういった部分を含めて組織を改定しなくてはならないのだろうというふうに思っております。この辺につきましては、市長も、子ども・子育て支援が最重要項目であるというふうに御答弁しておりますので、その意を受けまして、私ども鋭意、組織のあり方については、検討してまいりたい、このように今、考えております。

そして、27年以降、この制度がスムーズに動くようにしてまいりたいと考えております。

また、窓口業務という意味では、確かに私ども職員限られております。その中で、市民の皆様には混乱を与えない、そして、わかりやすいということは必要であります。そういう意味では、人の投入だけでは、ここは解決できない問題だろうと思えます。そういう意味も含めて、組織ということとしっかりと対応したいと思えます。

新制度の中では、他市町村では既に新制度の中で、民間に委ねられるもの、そして、外部化できるものといったものも検討を進めております。そういう意味では、習志野市も可能な限り外部化できるものについては、お願いをしていく、こういった中で、市民の利便性、そういったものをしっかりと確保しながら効率のいい行政という部分を含めて検討してまいりたい。そして、新しい体制が遺漏なく進むように整備をしてまいりたい、このように考えているところでございます。以上でございます。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。

どうぞこの27年度から本格施行になります子育て支援、全世帯をくまなく切れ目のない支援を充実してまいりますよう、こども部を先頭に、市長部局先頭に、しっかりと対応していただけますことを要望させていただきまして、子育て施策の質問を終わらせていただきます。

次に、保健福祉行政でございますけれども、地域包括ケアシステムの構築に向けた体制整備の推進について質問を移らせていただきます。

この地域包括ケアシステムは、1回目の質問でもしましたけれども、公明党が推進します新しい福祉社会というものを理念に置きまして、地域で高齢者が安心して住み、そして、介護も医療も受けられる、サービスも受けられ、そして、最後の最後まで安心して生活ができる、こういうスタイルを求めているものでございます。それをもとにした背景があり、これを平成37年度までに地域の特性に合わせた地域包括ケアシステムを推進していくというものでございます。

昨年、私も質問をさせていただきましたときに、この平成37年度を見通した介護保険事業の給付費、そして、保険料というものが幾らぐらいになるのか、それを算定した上で、次回、示されます第6期介護保険事業計画を策定するというようなことを質問させていただきましたけれども、そこでは、明確な数字というものはいただけませんでしたので、今回、その数字についていただきたいと思えます。介護保険がスタートした当初のその介護保険の国としては、総費用が3.6兆円程度でありましたけれども、皆様も御存じのとおり、今は約8兆円にまでこの総費用が膨らんできている、そういう中でますます、この高齢化が進む中で、給付費も、そして、保険料も上昇していくであろうという中でございました。この第6期介護保険事業計画の中で、平成37年までのこの中長期的なサービス、給付、保険料の水準も推計をして記載することとなっております。本市における介護給付費と、そして、保険料のこれまでの推移と平成37年の見込みについて、お尋ねいたします。

◎保健福祉部長(真殿弘一君) 本市におけます介護給付費と保険料のこれまでの推移、それから今後の見込みということでお答えをいたします。制度がスタートいたしました平成12年度では、第1号被保険者数は1万9,602人、うち要介護、要支援者認定者は1,650人、保険料の基準額は月額約2,800円、介護給付費は約22億円でありました。制度開始後12年を経過をいたしました平成24年度では、第1号被保険者数は3万4,297人に、うち要介護、要支援認定者は4,634人、保険料の基準額は月額約4,400円、介護給付費は約70億円と、当初と比べまして保険料負担としては約1.6倍、給付費にあっては約3.2倍になっております。今後さらに高齢者、要介護、要支援認定者の増加により、給付費、保険料の伸びは必至であると考えております。

国は、平成37年の給付費を21兆円、保険料は8,200円程度というように試算をしておりますが、本市におきましてもこれまでの平均上昇率で単純に試算をいたしますと、平成37年には給付費約152億円、保険料の基準額は月額約7,500円程度に上昇すると見込まれます。この給付費、保険料の今後の見込みにつきましては、来年度次期介護保険事業計画を策定をしていく中で、制度の運用見通しや将来の負担のあり方を十分に勘案をしながら、精査をまいります。以上です。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。今、部長のほうから、37年には本市は給付費約152億円、そして保険料の基準額は月額約7,500円という程度に上昇する見込みであるというようなことをごさいました。さらに、この現状の介護サービスを拡充しようとしますと、そのために大きな財源が必要となるのは当然な形になってまいります。この保険料の上昇を少しでも抑制していくためには、今後さまざまな努力をしていく必要があります。

そういう中で、この地域包括ケアシステムの構築に向けて、今作業しているところでございますけれども、まずは今一番言われておりますのは、医療費とか介護費の増加でございますけれども、みずからの健康をいかに保つかといったことをもう一度改めて私たち自身が問い直し、意識を高めるこの自助の部分のところを、もう一度予防という形で意識を高めていく必要があるかと思っております。で、その上で、先ほど市長のほうから御答弁をいただきました、本市が地域包括ケアシステムを構築する際に、課題3点言われましたけれども、その中の1点目の互助の意識だと思っております。この高齢者向けの住民主体のサービスや、そのボランティア活動を通じた支え合いの仕組みでございます。これはなかなか口で言うほどたやすくはなく、大変なことかと思っておりますけれども、この点についての課題の1つ、この点について考え方を伺いいたします。

◎保健福祉部長(真殿弘一君) 地域包括ケアシステムにおけます住民主体のサービスやボランティアが活動する事業という部分のお尋ねでございます。

国は、次期の第6期計画で、ひとり暮らしの高齢者や要介護状態になるおそれのある高齢者に対しまして、地域の実情に応じた幅広い生活支援、介護予防サービスが提供できる地域づくりを、市町村が進めることというふうにしております。これは現在要支援者に対しまして、訪問介護や通所介護などの介護保険給付で画一的に対応している、こういう現状を見直しまして、ニーズに応じて介護事業者だけではなく、住民主体のサービスやボランティアを活用した、きめ細やかなサービスなども提供できる仕組みをつくらうとするものであります。

現時点での住民主体のサービスとして想定されていることといたしましては、例えば、ごみ出しや洗濯物の取り入れといったような、日常でのちょっとしたお手伝い、あるいはサロンやコミュニティカフェといった地域での交流の場づくりなどがございます。本市では、習志野市社会福祉協議会

の支部活動として、地域住民の皆さんの御協力のもとで、ひとり暮らしの高齢者への食事サービスですとか、あるいはふれあい・いきいきサロンといった活動で、高齢者の見守りを兼ねた支援も行っている例がございます。

しかしながら、現状においてもサービスの担い手が不足をしているということや、サービスの質をどのように担保するのか、あるいはサービスの利用者と提供者をどのように結びつけていくのか、こういった課題がございます。

この課題を解決するために、まずは本市で現在どのような住民主体サービスやボランティア活動が行われているのかということ調査し、本事業における活用が可能であるのか、あるいは市内でどのようなサービス提供が不足するのか、こういったことをまず整理をしていく必要があるというように考えております。また、定年でリタイアをされた方を、地域互助のコーディネーターとすることですとか、あるいはボランティアポイント制度等、こういった互助の仕組みの研究も必要であるというように考えます。

今後、このような調査と研究を進めることによりまして、習志野らしい住民主体のサービス提供の仕組みをつくってまいりたいと考えております。以上です。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。ボランティアポイントにつきましては、以前から指摘をさせてきていただいておりますので、ぜひさらに研究を進めていただきたいと思います。

続きまして、課題の2点目の医療とこの介護の連携をどのように進めるのか、お伺いしたいんですけども、実は私の市民相談の中で、一番今大変だったなと思いますことは、本当に高齢者の方でも今がんになられる方が大変ふえております。高齢者ひとり暮らしであったり、高齢者だけの世帯であったり、私の場合はひとり暮らしの高齢者の方でございました。

病院は治療が済みますとすぐ退院をさせられます。しかし、体力が回復しないうちに在宅のほうへ戻ってくる。なかなかこの介護と医療の連携と一生懸命介護の方たちもやっていただいておりますけれども、なかなかこの一人で24時間、その病気をした後の体力をもたせるということには大変な環境でありました。ここに正直言いましたら、今の互助、地域の方が食事を運んであげたり、本当にお布団を干しに行ってくれたり、そういうさまざまなお手伝いもしてきたことを、つい先日目にしたことでございます。

こういうがん患者さんが戻られてから入る施設はありません。というのは、治療をしている介護の方は、施設では受け入れが習志野市ではございませんでした。そのために、有料老人ホームという施設に入る形なんです。そうしますと、ここは大変個人の資産、財産がなければなかなかここには入れない。大きな課題の一つだなど、私自身市民相談の中からそのように痛切に、今のこの介護の現場の厳しさを感じた次第でありました。であるからこそ、これから75歳以上の方がふえてくる、この平成37年度までにはしっかりこういった医療と介護の連携のシステムをつくり上げていくことが必要だろうと、そういうふうにも私も市長の課題の一つと同じように認識をしているところでございます。その点について、本市はどのような形でこれを進められていくのか、お尋ねします。

◎保健福祉部長(真殿弘一君) 医療と介護の連携ということにつきましてお答えをいたします。今回の介護保険法の改正におきましては、地域包括ケアシステムを構築する上で、施設や病院での24時間の安全・安心体制を医療と介護が地域で連携を深めることによりまして、日常生活圏域という地域で実現をしていく必要があるということが強調をされているところであります。

そこで、本市といたしましては、医療と介護の連携を図るための新たな取り組みといたしまして、昨年12月に多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業、こういう名前の事業でございますが、これを習志野市医師会、千葉県との共催で実施をしたところでございます。この事業の実施に向けましては、習志野市医師会だけではなく、習志野市歯科医師会、習志野市薬剤師会、習志野市訪問看護ステーション協議会等の代表の方と、地域における医療と介護の連携の重要性についての認識を共有をしまして、各界から積極的な御協力をいただきました。

当日は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療関係者と地域包括支援センターの職員、あるいは地域のケアマネージャー等、総勢43名が出席をしまして、市内で訪問診療に携わる医師による講演、それから多職種が連携した支援を考える事例検討を行いました。この取り組みは、多職種にわたる関係者が交流をするきっかけとなり、顔が見える関係づくりの一助を担うことができたというように認識をしております。

そのほかにも、5つの地域包括支援センターが中心となりまして、地域の医療関係者、介護保険関係者、地域住民、行政関係者が一堂に会し、具体的な事例を議論をする地域ケア会議、これを開催をしたり、あるいは病院のソーシャルワーカー等が行っている勉強会のほうへ私どもの職員が参加をする、こういった形での多職種連携が行われているところでございます。

今後につきましても、市がコーディネーター役をしっかりと担いながら、多職種間のさらなる連携の推進を図ってまいりたいと考えております。以上です。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。今ちょっと最後、部長のお言葉に、今後市がこのコーディネーター役になりということは、中心となって、この連携の仕組みをしっかりとつくっていただけてるものと受けとめさせていただきました。

本当に連携連携と言いながらも、大事な住民が不在になる可能性が多々にあります。住民が何を今欲しているのか、何を助けてほしいのか、どうして欲しいのか、そこの不安の部分の酌み取ることがこの医療と介護の連携の中で大変重要な役割を増すものと思っておりますので、ぜひその点も認識していただきながら、構築を進めていただきたいと思います。

それからまた市町村でも、今病院等でも進めておりますけれども、医療からこの介護までの一つのサービスとして、それが一体的に提供できる体制ですね、それを今進めている医療関係も多うございますので、ぜひその点も研究していただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

次に、課題の3点目としまして、認知症の方の支援策の充実でございます。これはもう本市も一生懸命努力をされて、さまざまな形で支援体制を図られていることは私も重々承知しておりますけれども、ますますこれから地域の中で認知症の方、そしてこれからは新たな視点で早期診断、早期対応、今までは最悪の状況になってから家族がもう本当にどうしようもなくなってしまった、家族ともども倒れてしまうというような、認知症高齢者を抱えて大変な状況になってから支援をするというのが主流でございましたけれども、地域包括ケアシステムを進めていく中、そして認知症の5カ年計画、新たな部分では、この早期診断、早期対応への転換を図られております。

医療、介護のこの基盤整備、そして地域の助け合う体制を進めていくことが重要であると言われておりますけれども、本市の現状の進みぐあい、そして今後どのように進められていかれるのか、お尋ね申し上げます。

◎保健福祉部長(真殿弘一君) 認知症の早期発見と早期対応の対策という部分の御質問にお答えをいたします。認知症は早期に専門機関に相談をし、適切な治療や介護サービスを受けるといことで、症状の進行が緩やかになり、また、介護する家族の負担軽減にもつながるといことから、認知症を早期に発見をし、対応できる体制を整えるといことが重要であると、私どものほうも認識をしております。

このような中、国では平成24年度に策定をしました認知症施策推進5カ年計画の中で、作業療法士、精神保健福祉士、保健師、医師等の専門職を3名以上で組織をしまして、認知症初期集中支援チームの設置を盛り込んでおりまして、認知症の初期段階での本人や御家族への専門的な支援を行うことといふうにしております。この初期集中支援チームの設置は、平成25年度から平成26年度にかけてモデル事業として実施をされておりまして、平成27年度以降はこのモデル事業の実施状況を検証をし、全国普及のための制度化を検討するといふうにしております。

一方、本市の取り組みといたしましては、認知症に関する相談を市や地域包括支援センターでお受けをしているほか、月に2回、精神科医、ケースワーカー、保健師による認知症高齢者等介護相談を実施をしているところでありまして。この認知症の相談では、治療方法等の専門的な御相談だけではなくて、もしかしたら認知症かもしれない、こういった相談も多く含まれておりまして、早期での発見、対応への支援につながるというように考えております。

今後につきましては、増加が見込まれている認知症高齢者に対しまして、より早期の段階で医療や介護など多方面での支援ができるよう、多職種での連携がさらに必要であります。現在、認知症の相談者と医療機関や相談機関をつなげるための連携シートと呼ばれるカードがございます。この連携シートを習志野市医師会と協議をして作成をし、試行的に今活用をしているところでありまして、今後この連携シートの改良を重ねながら活用することで、地域医療と介護の円滑な連携体制の構築を図っていきたくて考えております。

また、このような取り組みと並行いたしまして、相談窓口の充実に努めるとともに、国のモデル事業として実施されています、先ほど申し上げました初期集中支援チームの設置等につきましても検討をし、第6期計画にどのように位置づけるべきか決定をしまいたいと考えております。以上です。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。今、部長のほうからこの認知症支援策の一つとして、今最後のほうに相談窓口の支援体制の充実に努めていきたいといことでございました。この相談窓口といのはどこで行われていくんでしょうか、お尋ねします。

◎保健福祉部長(真殿弘一君) 今ほどちょっと御案内申し上げましたけれども、市のほうで行っております相談といたしまして、認知症高齢者等介護相談、こういった相談を月に2回実施をしておりますので、ここの部分につきましてはしっかりと充実をさせていきたいなというように考えております。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。地域の中で、この認知症高齢者の方、また御家族の方を見守っていくといことがこれからの課題であります、その中で、今本市には5カ所の地域包括支援センターがございます。それで、今ようやくこの地域包括支援センターが着実に地域の中に足をつけて、地域の中の見守り、さまざまな今活動をしていただいていると思っておりますけれども、ここでの相談窓口の機能とい、ここの当初は地域包括支援センター、この総合相談窓口です

けれども、よろず相談といったように、さまざまな相談を受けますよということでした。でも、なかなかそこが市民の皆様には浸透していないような状況もありまして、改めてこの総合相談窓口としての役割についてお尋ね申し上げます。

◎保健福祉部長(真殿弘一君) 地域包括支援センターが果たしております総合相談窓口としての役割という質問にお答えをいたします。地域包括支援センターは、高齢者の方やその御家族、あるいは御近所にお住まいの方などからの介護に関する御相談や心配事、お悩みのほか、健康や福祉、医療や生活に関することに対する御相談をお受けするとともに、高齢者の方が安心して生き生きと暮らせるよう、成年後見制度の紹介や虐待の相談、あるいは消費者被害相談など権利擁護に関する御相談にも応じている、高齢者の総合的な相談窓口でございます。

本市では、市内5つの生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置しており、運営につきましてはそれぞれ社会福祉法人に委託をしておりますが、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種が常駐をして、これらの御相談に対応をしております。また、夜間や休日でありましても、地域包括支援センターの担当職員と電話連絡がとれる体制をとっております、24時間体制で高齢者のさまざまな問題解決に当たるようにしております。

このような個々の御相談に応じたり、問題の解決に当たったりするほか、地域包括支援センターには地域包括ケアシステムの中心機関として、地域のさまざまな関係機関とのネットワークをコーディネートする役割がございます。本市におきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、高齢者見守りネットワーク事業を展開しておりますけれども、各地域包括支援センターはこの見守りネットワークの中で、さまざまな地域の皆さんや事業者からの気づきの連絡をお受けし、正確な状況把握を行う役目を果たしております。このほか、地域ケア会議の主催、あるいは介護予防の取り組み、それから認知症サポーター養成講座、こういったことにも力を入れているところであります。

以上申し上げましたように、地域包括支援センターには高齢者の相談窓口と、地域包括ケアシステムの中心機関としての多岐にわたる機能がございます。このように、地域に果たしている重要な機能をさらに充実していくためには、各地域包括支援センターの運営状況や利用者の満足度について、客観的に評価をする必要があるというように考えております。そこで、来年度におきましては、地域包括支援センターの利用者や居宅介護支援事業者等によるアンケート調査を含めました第三者評価を取り入れ、その結果を踏まえて、地域包括支援センターのより一層の質の向上と機能の充実を図ってまいります。以上です。

◆15番(真船和子君) 地域包括支援センターに対しましては、日常本当によく見守りをしていたら、これも一点私の経験からでございますが、やはりお家の中で人が倒れているという情報をいただき、急いで駆けつけたところ、お部屋の中に、やっぱり地域包括支援センターに対する連絡の電話番号がありまして、そこにかけましたら、すぐ保健師、そして看護師が飛んできてくれました。で、大事に至らずに、速やかに病院のほうに運んでいただいたという経緯もありまして、この地域包括支援センターの活動というものは、さらにさらに大事なかなめとなると思います。ここへの重層な職員の配置といいますか、これからますます必要になってくると思います。ここに対しても、大いに御検討していただけますように、よろしく願い申し上げます。

さまざま今、地域包括ケアシステム構築のための課題3点について伺ってまいりました。そして、地域包括支援センターへのさらなる整備に要望してまいった次第でございますけれども、この地域

包括ケアシステムというのはすぐにでき上がるものではなく、そしてまた、地域の実情によりまして全く違う形のケアシステムが構築されていくものでございます。そこで、習志野市としてはどのような特性を持っているのか、またその特性を生かしてどのような地域包括ケアシステムを構築されようとしているのか、お尋ねいたします。

◎保健福祉部長(真殿弘一君) 本市の特性、これを第6期計画にどのように反映をさせていくのかというふうなことについてお答えをしております。本市の特徴といたしまして3点申し上げたいと思います。

1つ目の特徴は、本市の高齢化の進捗状況には地区による格差が見られるということでございます。本市全体の高齢化率は、平成24年10月時点で20.4%であり、国の平均である24.1%を下回っております。また、平成37年の推計値におきましても、本市は23.5%であり、国の平均である30.3%を大きく下回ります。このように市全体で見ますと、本市は国平均より遅く高齢化が進みますけれども、地区別に見てみますと、袖ヶ浦地区、秋津地区などの秋津圏域は他の圏域に比べまして飛躍的に高齢化が進んでおります。具体的な数字で申し上げますと、秋津圏域の平成25年10月時点の高齢化率は28.8%であり、平成37年度には40%を超えるものと推計をしております。

このようなことから、第6期計画におきましては、秋津圏域における高齢者率の早い進捗状況に鑑みまして、この地区における高齢者の見守り活動のさらなる広がりや、この地区をカバーする介護予防、生活サービス事業担い手の早期の発掘、育成に重点的に取り組むことを示していくという必要があると考えております。

2点目の特徴としましては、本市がコンパクトな人口密度の高い都市であるということが挙げられます。小さなエリアにサービスを受ける高齢者も、福祉・介護サービスを提供する資源も全て集まっておりますことから、効率的な展開を図ることが利点であり、特徴であると思います。地域包括ケアシステムは、おおよそ30分以内にサービスを提供できる体制というものを想定をしておりますので、本市の場合は一つのサービス拠点から市内全域にサービスを提供することも可能でございます。

3点目の特徴といたしましては、他で類を見ない福祉・介護に係る資源や人材が集中して集まっています秋津のふれあいゾーンがございます。ふれあいゾーンを形成をいたします福祉センターや老人ホーム等の各施設では、看護師、社会福祉士、機能訓練指導員などの専門職の人材が豊富にございますし、また福祉交流スペースなど地域福祉活動の拠点もございます。さらにはボランティア活動の拠点のありますから、このような資源、人材をネットワーク化することにより、地域包括ケア体制に向けた推進役を担ってもらうというようなことが考えられます。以上でございます。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。本市の特徴を今部長のほうから述べていただきましたけれども、十分踏まえて、また第6期介護保険事業計画策定の中でも生かしていただきたいと思っております。地域包括ケアシステムの構築のプロセスは、この介護保険事業計画が策定されます3年ごとの、このPDCAサイクルでございます。このサイクルを一回一回回していく中で、十分検証された上で、この地域包括ケアシステムが構築されていくものでございます。また、これからでございますが、一步一步進めていくことが重要となりますので、どうぞ今後ともよろしく願い申し上げます。



最後に、高齢者肺炎球菌予防接種の再質問をさせていただきます。

この高齢者肺炎球菌予防接種の対象者、そして予防接種の実施時の自己負担額について、最後お尋ねしたいと思います。

◎保健福祉部長(真殿弘一君) 高齢者肺炎球菌予防接種の対象者でございますけれども、現在国の審議会で案としてまとめられているものによりますと、65歳の方、または心臓、腎臓や呼吸器の機能などに障がいのある60歳以上の高齢者とされており、接種回数は1回でございます。さらに経過措置といたしまして、最初の5年間は70歳以上の5歳刻みの年齢も対象として、全ての高齢者の方は5年間の間に接種できるような制度とするということを基本として、現在検討が進められております。本市におきましても、このような国の制度設計をもとに、来年度予防接種を実施する内容で予算案を提出をさせていただいております。

それから自己負担ですけれども、高齢者肺炎球菌予防接種は、現在実施している高齢者インフルエンザの予防接種と同じような形で、定期予防接種というふうな形で位置づけられます。したがって、高齢者インフルエンザ予防接種と同様に一部の費用を自己負担をしていただくことで実施をしようというように準備をしているところでございます。26年度予算案では、自己負担額は2,000円ということで計上をさせていただいております。なお、生活保護の世帯の方には、自己負担金は免除とする予定でございます。以上です。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。この高齢者肺炎球菌予防接種、高齢者インフルエンザの予防接種のはがきに、一緒にお知らせをしていただける個別通知をあわせてしていただけるということでございますので、前向きにやっていただけることに感謝を申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。